

浜松市福祉人材バンク運営事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域住民に福祉についての啓発を行うとともに、都道府県福祉人材センターと一体的に福祉人材の育成及び潜在福祉人材の就労促進に必要な事業を実施するために、福祉人材バンク運営事業の実施について、必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 福祉人材バンク運営事業の実施にあたっては、次の事業等を行うものとする。

(1) 基本事業

- ア 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- イ 福祉サービスに関する啓発・広報事業の推進
- ウ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

(2) 重点事業

基本事業に掲げる事業のうち、潜在的マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への雇用の促進等、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事業、先駆的・試行的事業を実施する。

(3) コンピュータ等情報機器の積極的な活用

都道府県福祉人材センターで利用している全国共通の業務ソフトによるコンピュータ等の広域多岐にわたる積極的な活用により、求人・求職情報等の迅速かつ的確な情報提供、資料作成等を行い、効果的な福祉人材確保対策を推進する。

(委 託)

第3条 市長は、この事業を社会福祉法人に委託して実施する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。